定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十六日

東京都中央区入船二丁目一番一号

ブランネットワークス株式会社

代表取締役　植村　芳信

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十六日

東京都板橋区前野町二丁目三六番一五号

朝日精機工業株式会社

代表取締役　藤原芙紗枝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十六日

東京都板橋区前野町二丁目三六番一五号

朝日理工株式会社

代表取締役　藤原芙紗枝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十六日

東京都新宿区内藤町一番地

潮田恒産株式会社

代表取締役　潮田　敦子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十六日

富山県高岡市岩坪一〇七二番地

株式会社大昇

代表取締役　大庭　善明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年一月十六日

大阪府阪南市箱作一〇〇番地の一

和泉チエン株式会社

代表取締役社長　東野　和之

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年二月十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年一月十六日

埼玉県入間市仏子九一四

大陽自動機製造株式会社

代表取締役　横山　正二

合併につき株券等提出公告

当社は、日通システム株式会社および日通システムソリューション株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年一月十六日

東京都千代田区外神田四丁目一四番一号

株式会社ケーエスピー

代表取締役　加村　稔

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高田映子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年一月十六日

山口県周南市横浜町一七番二九号

IMAGINE SKINCARE合同会社　日本における代表者　高田　映子

限定承認公告

本籍滋賀県愛知郡愛荘町栗田三三五番地、最後の住所京都市伏見区石田桜木三番地　醍醐石田団地六―五〇七

被相続人　亡　原　道昭

右被相続人は平成二十四年九月三日死亡し、その相続人は平成二十五年一月八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

京都市伏見区石田桜木三番地　醍醐石田団地六―五〇七

相続財産管理人　原　静子

限定承認公告

本籍大阪市東淀川区豊里六丁目一番、最後の住所大阪市東淀川区南江口一丁目三番四一号

被相続人　亡　田中　尊宣

右被相続人は平成二十四年二月七日死亡し、その相続人は平成二十五年一月七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

大阪市東淀川区豊里二―一―二―七〇八

限定承認者　田中　和子

限定承認公告

本籍大阪府河内長野市緑ヶ丘南町一九番、最後の住所大阪府河内長野市向野町七六九アメニティ長野一五棟一〇七号

被相続人　亡　木村　達也

右被相続人は平成二十四年十月二十六日死亡し、その相続人は平成二十五年一月七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

大阪府大阪市北区西天満四―三―二五梅田プラザビル本館七〇二号室植村法律事務所

限定承認者西浦貴子

代理人弁護士　植村　弘樹

限定承認公告

本籍福岡県福岡市中央区荒戸二丁目四番、最後の住所福岡県福岡市中央区鳥飼二丁目四番八号

被相続人　亡　合川　孝夫

右被相続人は平成二十四年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十四年十二月二十六日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十六日

宮崎県児湯郡木城町川原九三三番地の一

相続財産管理人　石田美砂子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年二月二十八日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十五年一月十六日

東京都港区南青山五丁目一番一〇号

株式会社ワイズビルマネジメント

代表取締役　松田　義昭

訂正公告

平成二十五年一月十一日（号外第六号）掲載の日本クラウンコルク厚生年金基金に係る厚生年金基金解散公告中、「厚生年金保険法第116条及び確定給付企業年金法施行令第76条の規定の基づき」とあるは、「厚生年金保険法第116条及び確定給付企業年金法施行令第76条の規定に基づき」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年一月十六日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
（原稿誤り）				
平成二十四年十二月十二日目次欄中				
（原稿誤り）				
二一二			一六確認する件	廃止する件
平成二十四年十一月二十九日（号外第二百五十八号）官庁報告欄官庁事項の部（海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について）				
（原稿誤り）				
一九	上	終りから七	期間	海域及び期間
平成二十五年一月十日掲載の大阪家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第七一一七一号相続権主張の催告中				
（印刷誤り）				
一三四	一		被相続人　亡　筏　シカノ	被相続人　亡　筏　シカノ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十六日付第八号九六ページ
一月十六日付衆会第六号㈠

Ⅰジ●同日付政府調達第八号八〇ページ●二十四年十八〇ページ●同㈡一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）